

# 特定非営利活動法人サンカクシャ 役員報酬等及び費用に関する規程

## 第1条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人サンカクシャ（以下、単に「当法人」という。）定款第18条の規程に基づき、役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益及び費用に関し必要な事項を定め、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

## 第2条（定義等）

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤 当法人の事務所をその者の主たる勤務場所とすることをいう。
- (3) 非常勤 当法人の事務所以外をその者の主たる勤務場所とすることをいう。
- (4) 報酬等 報酬、賞与、退職慰労金、その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用 職務の遂行に伴い発生した交通費、旅費（宿泊費を含む。）、日当その他実費をいう。但し、職務執行の対価を含まない。

## 第3条（報酬等）

- 1 当法人は、役員に対し、職務執行の対価として、報酬等を支払うことができる。但し、当法人は、役員に対し、当月に機関決定した報酬等について、翌月25日限り、本人名義の銀行口座に振込で支払う。
- 2 当法人は、常勤役員（但し、常勤理事が使用人を兼ねている場合を除く。）

に対し、(別表)常勤役員俸給表に基づき、定例役員報酬を支払う。

- 3 当法人は、監事に対し、1回の決算時監査につき、監査報酬を支払う。
- 4 当法人は、役員に対し、当法人から特別の任務として講師又は原稿執筆を委嘱した場合に限り、別に定める規則に基づき講師謝金又は執筆謝金を支払うことができる。
- 5 当法人は、常勤役員の退任に際し、その任期に応じ、退職慰労金を支払うことができる。

#### 第4条 (報酬の額)

- 1 第3条第2項の定例役員報酬は、(別表)常勤役員俸給表に基づくこととし、代表理事が、理事会の承認の下、各々の役員の報酬月額について、同表のうちから決定する。
- 2 第3条第3項の監査報酬は、金10万円を上限とする。

#### 第5条 (退職慰労金の額)

- 1 当法人は、常勤役員の退任に際し、その任期に応じ、次の各号に掲げる退任理由の場合、当該各号に定める者に対し、退職慰労金を支払うことができる。
  - (1) 任期満了 本人 (但し、円満に勤務し、任務満了を迎えた者に限る。)
  - (2) 辞任 本人 (但し、円満に勤務し、辞任した者に限る。)
  - (3) 死亡 本人の法定相続人
- 2 当法人が前項に定める者に対して支払う常勤役員に対する退職慰労金は、前項に定める者が退任する時点における(別表)常勤役員俸給表に基づく報酬月額に在任期間の月数を乗じて4で除した額を上限として、代表理事が、理事会の承認の下、決定する。但し、常勤理事が使用人を兼ねている場合、前項に定める者が退任する時点における(別表)常勤役員俸給表に基づく報酬月額は、(別表)常勤役員俸給表の最も少ない報酬月額と見做す。

## 第6条（費用）

- 1 当法人は、役員の仕事の遂行に伴い発生した費用を負担する。
- 2 当法人は、常勤役員（但し、常勤理事が使用人を兼ねている場合を除く。）に対し、通勤に要する交通費として、就業規則に準じて算定した額を通勤手当として支払う。
- 3 当法人は、役員に対し、仕事の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）として、旅費規程に準じて算定した額を出張費用として支払うことができる。
- 4 当法人は、理事会、社員総会、その他仕事の遂行に伴い発生する会議（但し、代表理事が承認したものに限る。）に出席した役員に対し、実費弁償の目的で、日当として1日あたり金1万円を支払う。

## 第7条（費用の支払い）

- 1 役員は、仕事の遂行に伴い発生した費用を立替え、その他負担した場合、当月の費用について、翌月10日限り、当法人所定の書式に基づく立替金精算書及び証憑類を提出する。
- 2 当法人は、翌月25日限り、前項に基づき提出された書類に疑義がないことを確認した上で、役員が仕事の遂行に伴い発生した費用を立替え、その他負担した費用を支払う。
- 3 当法人は、役員に対し、当月分の日当について、翌月25日限り、支払う。

## 第8条（公表）

本規程の改廃は、理事会決議を経てこれを行う。

## 第10条（補足）

その他、本規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が、理事会の承認の下、

別に定める。

附則

本規程は、2024年12月12日から施行する（2024年12月12日理事会決議）。

(別表) 常勤役員俸給表 (単位：円)

号棒	月額
0	0
1	100,000
2	200,000
3	300,000
4	400,000
5	500,000
6	600,000
7	700,000
8	800,000

以上